

経 済 産 業 省

20181108貿局第2号
輸出注意事項30第24号

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成30年11月16日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年1月9日から施行する。

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 後	現 行																								
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(注5) 提出した技術で設計・製造した製品が輸出令別表第1の3の項(2)若しくは(3)又は3の2の項(2)の貨物に該当する場合の事前同意手続きについては、当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料を求める場合があります。</p> <p>(注6)～(注8) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>IV (略)</p> <p>別表1 貨物、仕向地及び提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨 物</th> <th style="text-align: center;">仕向地</th> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">申請窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省</td> <td>い地域 ①</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	貨 物	仕向地	提出書類	申請窓口	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省	い地域 ①	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(注5) 提出した技術で設計・製造した製品が輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項(2)の貨物に該当する場合の事前同意手続きについては、当該貨物を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料を求める場合があります。</p> <p>(注6)～(注8) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>IV (略)</p> <p>別表1 貨物、仕向地及び提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨 物</th> <th style="text-align: center;">仕向地</th> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">申請窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省</td> <td>い地域 ①</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	貨 物	仕向地	提出書類	申請窓口	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省	い地域 ①	(略)	(略)
貨 物	仕向地	提出書類	申請窓口																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省	い地域 ①	(略)	(略)																						
貨 物	仕向地	提出書類	申請窓口																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省	い地域 ①	(略)	(略)																						

令第1条第三号（ <u>試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）</u> ）又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物				令第1条第三号（ <u>試薬又は標準物質</u> として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物			
輸出令別表第1の2の項（3）、（4）、（6）、（8）又は（10）に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号（ <u>試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）</u> ）又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域 ②	(略)	(略)	輸出令別表第1の2の項（3）、（4）、（6）、（8）又は（10）に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号（ <u>試薬又は標準物質</u> として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域 ②	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の3の項（2）又は（3）に掲げる貨物	い地域 ①	(略)	(略)	輸出令別表第1の3の項（2）に掲げる貨物	い地域 ①	(略)	(略)
輸出令別表第1の3の項（2）又は（3）に掲げる貨物	は地域 ①	(略)	(略)	輸出令別表第1の3の項（2）に掲げる貨物	は地域 ①	(略)	(略)

輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	に地域①	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物、輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物及び輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロに該当するものを除く。)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物(ただし、輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロに該当するものを除く。)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロに該当するもの	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するものを除く。)	と地域①	(略)	(略)

輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物	に地域①	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物、輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物及び輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ハに該当するものを除く。)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物(ただし、輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ハに該当するものを除く。)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ハに該当するもの	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホのいずれかに該当するものを除く。)	と地域①	(略)	(略)

輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するものを除く。）	ち地域	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	い地域 ①	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	と地域 ②	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	ち地域	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表2 (略)

別表2の付表

1～7 (略)

8 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第一号ロ又は第三号ロのいずれかに該当するもの

9～21 (略)

別表3 国及び地域区分の対照表

輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホのいずれかに該当するものを除く。）	ち地域	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当する貨物	い地域 ①	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当する貨物	と地域 ②	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当する貨物	ち地域	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表2 (略)

別表2の付表

1～7 (略)

8 削除

9～21 (略)

別表3 国及び地域区分の対照表

地域名 国・地域名	い 地域 ①	い 地域 ②	ろ 地域	は 地域 ①	は 地域 ②	に 地域 ①	に 地域 ②	ほ 地域	へ 地域	と 地域 ①	と 地域 ②	ち 地域
(略)												
エストニア		○		○					○	○	○	
<u>エスワティニ王国</u>			○		○	○			○	○	○	
(略)												
<u>(削る)</u>												

別表4 (略)

別表5 (事前同意手続きの対象外となる貨物)

- ・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器
- ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置
- ・輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる圧力計のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる圧力計
- ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る)
- ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁若しくはその部分品又は9に掲げるポンプ若しくはその部分品
- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機の部分品

地域名 国・地域名	い 地域 ①	い 地域 ②	ろ 地域	は 地域 ①	は 地域 ②	に 地域 ①	に 地域 ②	ほ 地域	へ 地域	と 地域 ①	と 地域 ②	ち 地域
(略)												
エストニア		○		○					○	○	○	
<u>(新設)</u>												
(略)												
<u>スワジランド</u>			○		○	○			○	○	○	

別表4 (略)

別表5 (事前同意手続きの対象外となる貨物)

- ・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器
- ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置
- ・(新設)
- ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る)
- ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁若しくはその部分品又は9に掲げるポンプ若しくはその部分品
- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機の部分品

別表6 (略)

別記1 提出書類の記載要領

- (ア)～(サ) (略)
- (シ) 当該貨物(又は技術)を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料
- (a) 貨物の場合
- ① (略)
- ② 輸出令別表第1の3の項(2)若しくは(3)又は3の2の項(2)の中欄に掲げる貨物の場合
(略)
- (注) (略)
- (b) (略)
- (ス)～(ハ) (略)

別記2 誓約書の記載要領

- 1.～3. (略)
4. 追加的誓約事項
- ①～④ (略)
- ⑤ 輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物の輸出のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当する貨物を「と地域②」を仕向地とする(貨物の需要者が確定している場合に限る。)ときに、以下の追加的誓約事項を需要者等の誓約書に全て記載してください。
- 1)～6) (略)
- (注) (略)

別記3-1、別記3-2 (略)

別記4 許可条件に関する事項

- (略)
- ①～⑤ (略)
- ⑥ 輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物の輸出のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当する貨物を輸出令別表

別表6 (略)

別記1 提出書類の記載要領

- (ア)～(サ) (略)
- (シ) 当該貨物(又は技術)を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料
- (a) 貨物の場合
- ① (略)
- ② 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項(2)の中欄に掲げる貨物の場合
(略)
- (注) (略)
- (b) (略)
- (ス)～(ハ) (略)

別記2 誓約書の記載要領

- 1.～3. (略)
4. 追加的誓約事項
- ①～④ (略)
- ⑤ 輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物の輸出のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホのいずれかに該当する貨物を「と地域②」を仕向地とする(貨物の需要者が確定している場合に限る。)ときに、以下の追加的誓約事項を需要者等の誓約書に全て記載してください。
- 1)～6) (略)
- (注) (略)

別記3-1、別記3-2 (略)

別記4 許可条件に関する事項

- (略)
- ①～⑤ (略)
- ⑥ 輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物の輸出のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホのいずれかに該当する貨物を輸出令別表

第3に掲げる地域以外の地域を仕向地とするものの例（貨物の需要者が確定している場合に限る。）

「輸送時において、イラン、イラク及び北朝鮮のサービス又は施設を使用しないこと。」

⑦ （略）

別記5 （略）

様式1～様式22 （略）

第3に掲げる地域以外の地域を仕向地とするものの例（貨物の需要者が確定している場合に限る。）

「輸送時において、イラン、イラク及び北朝鮮のサービス又は施設を使用しないこと。」

⑦ （略）

別記5 （略）

様式1～様式22 （略）